

# 日本統治初期台湾土地調査事業の再検討 —総督府の地方支配の観点から—

新田 龍 希

東京大学大学院総合文化研究科 博士課程

## 緒 言

本研究は日本統治初期台湾で実施された土地調査事業を総督府の地方支配の観点から再検討することを目的として、同事業において当局と地域社会の仲介者としての役割を果たした台湾人委員、通事（通訳）について初歩的考察を加えるものである。

台湾土地調査事業に関する最もまとまった成果は江丙坤によるものである。江丙坤は台湾総督府による土地調査事業の本質を「地租改正」に求め、人民には土地権利保護のための事業であると偽りながら、実際には地租増徴のために同事業を推進した過程を描き出した。そこで描かれたイメージは国家（総督府）と社会の二項対立的図式、すなわち国家による土地収奪と、それに抵抗する農民といった、抑圧／抵抗モデルであった。他方、魏家弘は土地調査事業の意義を「土地所有権」（業主権）の確立に見出し、清代以来の土地に関する「業」観念が、土地調査事業および土地登記制度を通じて業主権へと権利化していく過程を検討した。これらの研究においては土地調査事業のもつ多面性、すなわち土地旧慣調査や地名策定、行政区画確定といった側面をも含めた事業の全体像およびその地域社会に対する影響を描き出すには至っていない。

総じてこれまでの研究においては土地調査事業の制度的側面に着目されてきたが、土地調査事業が一大地方行政としての性格をも帯びていたこと、土地調査実施期間は「土匪」が「平定」され、保甲条例が実施されるという地域社会に大きな変動をもたらした時期であったことを考えると、同時代的視点から、土地調査実施にあたって、地域社会が、そして台湾民衆が、土地調査をどのようなものとして見たか、そして土地調査に対してどのような行動を取ったのかという問いが重要となってくるように思われる。本研究では、土地調査局と社会の仲介役を担った台湾人委員と通事（通訳）の人的構成と行動を陳情書の記述を手がかりに初歩的に考察すること

で、上記の問いを考える手がかりをつかみたい。

## 研究の方法

歴史学的実証研究の手法を用いる。史料については、『台湾総督府公文類纂』、『臨時台湾土地調査局公文類纂』および「台湾土地調査始末稿本」に加え、国史館台湾文献館に所蔵されている桃仔園、新竹両県の「土地申告書」を用いる。とくに、これまであまり利用されてこなかった『台湾総督府公文類纂』および『臨時台湾土地調査局公文類纂』に保存されている台湾人から寄せられた陳情書に着目し、そこに描かれたイメージを素描してみたい。なお本稿では桃仔園、新竹両県を考察対象とする。初歩的考察であることから、考察範囲を大きく設定した次第である。

## 考察と結果

### 1. 抗租と訴訟——調査前夜の社会像

まず日本の台湾統治開始時点において、台湾各地で抗租が発生していたことが確認できる。劉銘伝による清賦事業以後の各地における大租納入状況が明らかではなく、またこの地域の「大租」の成立過程も明らかではないので、このような状況がどのように位置づけられるかは今後の検討をまたねばならないが、大租抗納に対して大租戸は法院への提訴という手段を利用し、対して訴えられた小租戸は総督府へ陳情するというように、法院や総督府が積極的に利用されていた。

このような抗租は土地調査開始前後にも継続していたが、土地調査局はこの状況を坐視していたわけではなかった。各地で土地調査を実施するにあたって、業主を査定するための証拠書類提出の際に、大租を納入したことがわかる証書も併せて確認し、確認後にはじめて作図作業に入る方針を取ったのである。ただし実際にはそれでも欠納者は存在したようである。

## 2. 通事と委員

土地調査事業を大別すれば地籍調査と測量調査に二分することができる。そのうち地籍調査では、調査班の構成は数度の変更があったが、桃園、新竹地区の調査実施中においては、当初調査班1組は属若干名、技手若干名、雇員若干名および事務員2人につき1人の通事（通訳）で構成されていた。その後1901年4月より23班構成に変更され、そのうち1～17班が地籍調査に従事すると定められた。各班は事務監督1人、測量監督1人、主幹補助1人、図根測量員1人、事務員約6人、細部測量員約7人および通事3～5人で構成され、この通事のうち各班1～3名が台湾人である。班により日本人、台湾人の人数が大きく異なることが理解できよう。各班は一つの調査地域の調査を終えると別の調査地に赴くので、これら台湾人通事は調査地域の民衆からすれば基本的に「よそ者」である。彼らは国語伝習所卒業生等であった。

他方、調査が行われる現地では、街庄社長および土地調査委員が調査を補佐した。街庄社長は街庄社の境界調査、業主への立会通知、紛争事件発生時の和解斡旋を担当し、委員はそれに加えて土地概況図の調製、申告書の調製取りまとめを担当した。調査局が委員を選定するに際しては「委員ノ選定ハ辨務署長ニ一任シ可成土地ノ事情ニ通シ且ツ相当資望ヲ有スルモノ、中ヨリ拳ケシムルコト」とあるように、辨務署長に選定権限を与え、名望家や土地の事情に精通した者を選ぶとされた。委員は基本的には無給であったが、「委員ノ給与ニ関シテハ台北県ノ例ニ倣ヒ、各業主ヲシテ負担セシムルコト、シ、其方法等ハ当該辨務署長ノ意見ニ一任スル事」とされたが、申告書作成時に申告者から筆耕料を取ることが多かったようである。

## 3. 陳情書の世界——描かれた仲介者と調査局の対応

語学能力や慣習の理解において限界のある日本人局員のみでは土地調査を実施することは難しかった。そこで無給ではあるが現地において最も重要な役割を果たしたのが、現地の土地調査委員であった。ただし、委員は往々にして日本語を介さなかったため通訳が必要であり、土地調査局員が委員および業主とコミュニケーションをとるにも通訳が欠かせなかった。そこで委員および通事は地域において土地調査を実施するに際してそれぞれ慣習、語学の領域で仲介者としての役割を果たした。そのような人々は、民衆には権力者として映ることになる。そのため、土地調査局には時折土地調査委員の罪状

を告発し、対策を求める陳情書が寄せられたのである。ここでは『臨時台湾土地調査局公文類纂』に保存されたいくつかの陳情書から、土地調査を受ける民衆にとって調査委員や通事がどのような存在として描かれているか、あるいはどのような行為が問題とされているか、そしてそのような陳情書に対して土地調査局がどのような対応をとったのかを検討した。

これらの陳情書には、言語や慣習の障壁により土地調査局員が関知しえない領域を利用して、委員や通訳が賄賂等の不正をしているとして民衆から土地調査局に告発や陳情がなされる様子が描かれていた。これらの告発の内容の確からしさは検討を要するが、いずれにせよ、委員や通訳が民衆にとって権力を持った存在として映っていたことは確かだと思われる。またこれらの内容につき、調査局は毎回事実確認を行わざるを得ず、また時には調査をしてもなお確証を得られないこともあった。自身の利益確保のために積極的に行動する民衆や委員、通訳（あるいは告発をした側の民衆）の姿が見て取れる。

以上、本研究では土地調査委員の構成について初歩的な考察を加えたほか、陳情書を利用しながら土地調査をめぐる台湾社会の動向を点描した。それぞれの事例を地域の文脈を踏まえたうえで検討する必要があることは言うまでもなく、これについては今後の課題としたい。また、日本統治初期台湾人の訴訟文化それ自体についても、政治文化の視角からより踏み込んだ検討が求められる。

だが、本稿で提示してきた土地調査時期の民衆の姿をあえてまとめてみるならば、江丙坤が結果として描き出したような総督府官憲により収奪を縦にされる存在というよりもむしろ、自身の利益を確保するために積極的に行動するというイメージではないだろうか。総督府からすれば、地租増徴目的を隠蔽することで、総督府（土地調査局）対民衆という構図から大租戸・小租戸間の紛争、あるいは旧来の地域内紛争へと問題の所在をシフトさせたと言えるかもしれない。だが、大小租戸間の紛争においても総督府や法院が積極的に利用され、通事や委員の「不正」が告発されるたびにその「実態」を調査し、それでもなお時には確証を掴めないでいる総督府／調査局の姿は、台湾民衆の主体性と、総督府の地方統治の限界を示しているようにも見える。むろん、本稿で取り上げたのはいくつかの事例にすぎず、性急に一般化することはできないが、植民地統治の苛烈さを前提としたうえ

で、しかし苛烈さを強調する議論が逆に植民地統治万能論に転化してしまわないようにするためにも、台湾人の主体的行動に着目し、総督府の統治の限界を見極める作業が必要ではないかと考える。

## 要 約

本研究では日本統治初期台湾で実施された土地調査事業への社会の対応を考察するための糸口として、調査局と台湾社会の接点として仲介者の役割を果たした委員と通事（通訳）に着目し、彼らがどのような存在として社会に認識されていたのかを土地調査局に寄せられた陳情書から初歩的に考察した。まず、土地調査前夜の台湾社会に大租抗納の風潮があったこと、対して大租戸は積極的に法院を利用して訴訟を起こしたこと、小租戸も対抗的に総督府に陳情をしていたことを示した。次に、通事と委員の人的構成を初歩的に考察した。そして陳情書を利用して、そこで描かれた委員と通事の行動と、土地調査局の対応を検討した。そこでは委員や通事が自身の立場や大租抗納のような社会状況を利用して利益を得よ

うとする姿が描かれており、対して調査局は事実関係の把握に努めようとするも、時にその把握が困難なのであった。このような大小租戸や委員、通事の姿は従来の土地収奪により抑圧される人民というイメージでは捉えられず、むしろここに台湾人の主体性と総督府の統治の限界を見ることが可能ではないかと論じた。

## 謝 辞

本研究を遂行するにあたり、公益財団法人三島海雲記念財団より平成26年度学術研究奨励金を賜りました。助成により資料収集、調査が可能となり、また研究成果を日本台湾学会第17会学術大会（2015年5月23日於東北大学）において発表することができました。ここに厚くお礼申し上げます。

## 文 献

- 1) 江 丙坤：台湾地租改正の研究，東京大学出版会，1974.
- 2) 魏 家弘：台湾土地所有権概念的形形成経過，台湾大学法律研究所修士論文，1995.
- 3) 楊 永彬：台湾紳商与早期日本殖民政権の関係，台湾大学歴史学研究所修士論文，1996.